

# 第1章 計画策定の要旨

## 1.1 計画策定の背景・目的

本市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく、教育・保育の需要量の実態に合わせた整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」などの、こどもや子育てに関する各種計画を包括した「ひがしまつやま子ども夢プラン」を平成27年3月に策定しました。同プランは令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を進めています。

これらの計画を通じて、市民が安心してこどもを育てられる環境の整備や市の未来を担うこどもたちへの支援策として、新たな保育施設の開設、延長・休日保育の実施、相談体制の整備、こどもたちの居場所づくりなどに総合的に取り組み、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

今般、令和5年に国が策定したこども大綱を勘案して、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画を策定します。これまでは「ひがしまつやま子ども夢プラン」の名称でしたが、本計画は新たに「東松山市こども計画」（以下「本計画」という）の名称で作成いたします。

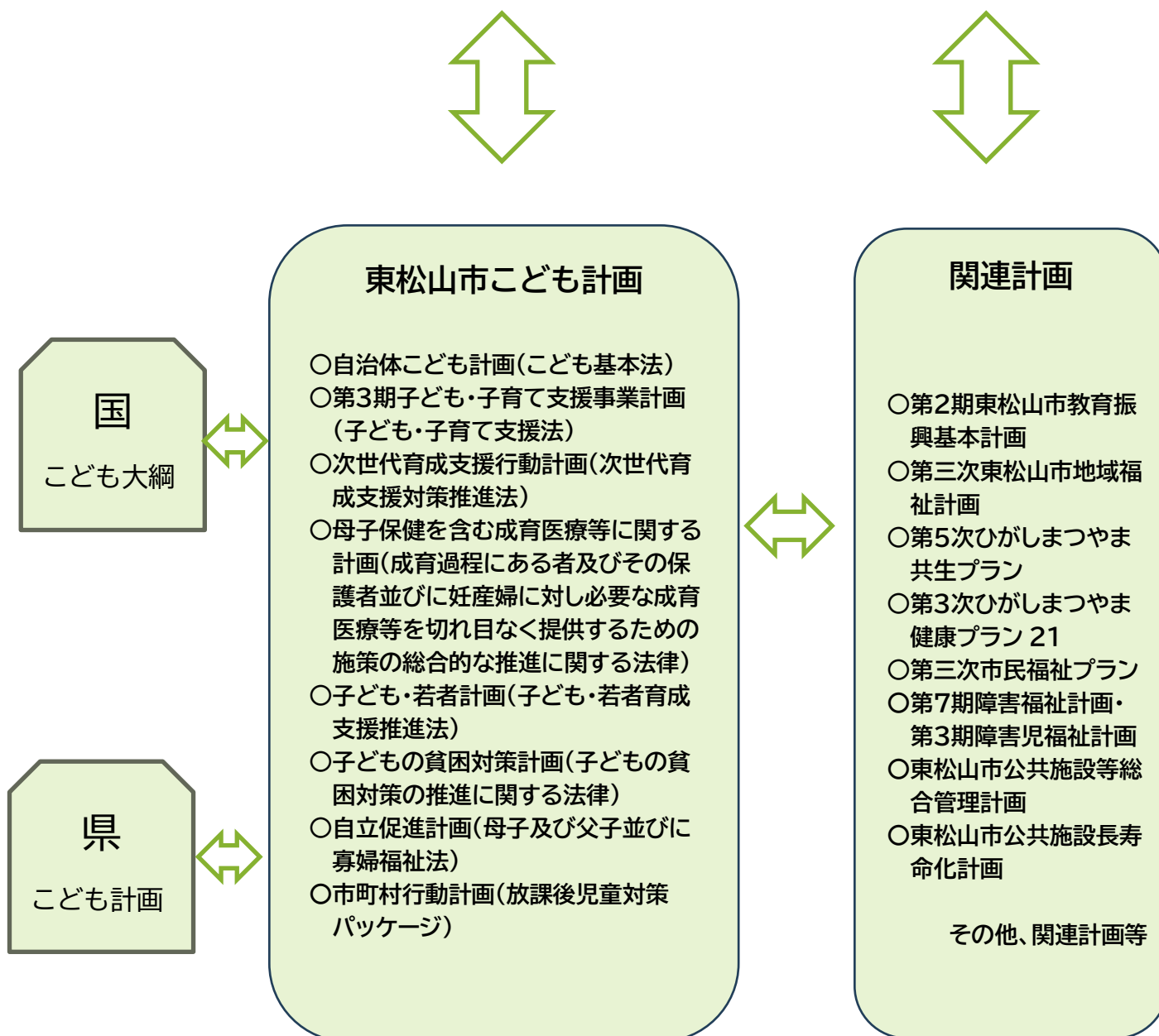
この計画に基づいて、こども施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目指します。

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項の「市町村こども計画」として定めるものです。また、「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法）、「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）に加え、「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）、「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）、放課後児童対策パッケージの「市町村行動計画」（文部科学省・こども家庭庁通知）として位置づけています。

さらに、本計画は、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画など）や東松山市教育振興基本計画、男女共同参画基本計画・女性活躍推進計画・DV防止基本計画などと整合を図りながら進めていくものです。

## 第五次東松山市総合計画



## 1.3 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。なお、社会情勢や各種施策等の変化に対応するために適宜見直すこととします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期ひがしまつやま子ども夢プラン					東松山市こども計画				

## 1.4 本計画の対象範囲

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また、同法で「こども施策」は

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

の3項目が挙げられています。

本計画においても、施策の対象を新生児から青年期までの「こども」に加え、子育てにかかわる保護者等も含むものとします。